

## 昌平スカラシップ 単願学業奨学生 I について

### 1. 単願学業奨学生 I の奨学金 3 年間支給額

| 項 目       | 支給額          | 備 考                                 |
|-----------|--------------|-------------------------------------|
| 入 学 金 分   | 230,000(円)   | 入学時のみ                               |
| 施設設備費分    | 210,000(円)   | 70,000(円)×3(年)                      |
| 授 業 料 分   | 687,600(円)   | 19,100(円) <sub>※</sub> ×12(か月)×3(年) |
| 維持管理費分    | 309,600(円)   | 8,600(円)×12(か月)×3(年)                |
| 3 年間支給額合計 | 1,437,200(円) | —————                               |

※一ヶ月当たりの授業料分奨学金（19,100 円）は次の計算式で算出されています。

$$19,100 \text{ 円} = 29,000 \text{ 円} - 9,900 \text{ 円}$$

（本校奨学金）                  （本校授業料）                  （就学支援金分）

《奨学金の支給時期については[3. 奨学金の支給]を参照してください。就学支援金の申請方法は入学後ご案内します。》

【注意1】法改正により、平成26年度入学生から就学支援金の支給に所得制限が適用されることとなり、年収約910万円以上のご家庭については就学支援金の支給がありません。これに該当するご家庭につきましては、本校から支給する総額と納めて頂く授業料とに9,900円の差額が生じることをご了承ください。

【注意2】上記の内容は令和元年度のもです。令和2年度以降、法改正により変更があった場合は、上記と同様の考え方で支給額を決定します。

### 2. 奨学生の期間

昌平高等学校入学時から昌平高等学校卒業までの3年間とします。

（注意）学業成績が不良となった場合や、生徒指導上の問題行動があった場合は、奨学生の資格を停止する場合があります。また、懲戒処分を受けた場合は、奨学生の資格を停止します。詳細は、入学後に本校と交わす覚書に記載します。

### 3. 奨学金の支給

入学後、単願学業奨学生 I の方へ昌平高等学校から下表の奨学金を支給します。

| 項 目     | 支給額（1 年次）       | 支給額（2・3 年次）     | 支給月      |
|---------|-----------------|-----------------|----------|
| 入 学 金 分 | 230,000(円)      | —————           | 4 月      |
| 施設設備費分  | 70,000(円)       | 70,000(円)       | 4 月      |
| 授 業 料 分 | 114,600(円)×2(回) | 114,600(円)×2(回) | 10 月・3 月 |
| 維持管理費分  | 51,600(円)×2(回)  | 51,600(円)×2(回)  | 10 月・3 月 |
| 支給額合計   | 632,400(円)      | 402,400(円)      | —————    |